

山口県報

令和5年
5月16日
(火曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………二
道路の位置の指定（建築指導課）……………三
○選管告示
不在者投票のできる病院の指定……………三
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………三
不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の廃止……………三



山口県告示第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年五月十六日から同年六月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年五月十六日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 株式会社アストム
住 所 東京都港区西新橋二丁目六番二号
工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社アストム
所在地 周南市御影町一番一号
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定
四六一イ	一五二	令和五、 六、一九	令和五、 八、三〇	令和五、 九、一
備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。				
		間 隔 連 続 二 四 時 間	間 隔 一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
四六一イ	六	七	一〇
	二五〇	五〇	一〇〇
	五	一〇〇	一〇〇
	一〇〇	〇・〇三	〇・〇五
	〇・〇五	七三	七三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

P H 調 整 槽	種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
	コンクリート製		二、一六〇	中 和 連 続	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

P H 調 整 槽	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	
		三	七	八・六	六・六	七
		五・八	〇・四二	〇・八五	〇・八五	四七二
		三九	七	二〇	二	七七八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常	最 大	
七	八・六	五・八	三九	七
		二〇	二	九・七
		一九・六	〇・四二	〇・八五
		四七二	七七八	

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療

医療機関 小泉医院 柳井市中央三丁目二番二八号 令和四、三、三一 廃止年月日

山口県告示第百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三五の四及び六三五の二	五・〇	八〇・〇	令和五、四、一三
下松市大字末武上字宮田四八三の八	六・〇	三五・六	〃 二〇



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

名 称 所 在 地 指定年月日
医療法人社団生和会徳山リハビリテーション病院 周南市大字徳山六二六 令和五、三、二四

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

「養護老人ホーム岩国市 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、一二、一六 静風園
玖珂地方養護老人ホーム 玖珂町六三八二 〃 〃 〃
ム久楽荘
を「玖珂地方養護老人ホーム 岩国市玖珂町六三八二 昭和三八、一二、一六」
ム久楽荘
に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十七号）は、廃止する。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

令和五年五月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁